

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年5月28日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400493号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500009号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成14年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成14年4月の標準報酬月額については、22万円から44万円とする。

平成14年4月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成14年4月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年3月23日から平成14年8月2日まで

請求期間について、A社で厚生年金保険に加入し、給与支給額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたが、標準報酬月額の記録が実際の給与支給額より低額になっているので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成14年4月1日から同年5月1日までの期間について、請求者から提出されたA社の給与明細書により、請求者が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(22万円)を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(44万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、平成14年4月1日から同年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

A社は既に解散し、事業主は亡くなっているため、報酬月額の出及及び厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、昭和 54 年 3 月 23 日から平成 14 年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 8 月 2 日までの期間について、前述のとおり、A社は既に解散し、事業主は亡くなっているため、賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を得ることができない上、請求者も当該期間に係る給与明細書等の資料を保管していないことから、給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

また、請求者は、請求期間当時の住所はB町（現在は、C市）であった旨陳述しているところ、C市は、保存期限経過のため、請求期間当時の社会保険料等の金額が記載された住民税の資料は提出できない旨回答している。

さらに、A社の複数の元取締役は、請求者の賃金台帳、源泉徴収簿等の資料はなく、同社には税理士法人が関与していた旨陳述しているところ、当該税理士法人は、同社の関連資料はない旨回答している。

このほか、昭和 54 年 3 月 23 日から平成 14 年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 8 月 2 日までの期間について、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が昭和 54 年 3 月 23 日から平成 14 年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 8 月 2 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400497号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500010号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月21日の標準賞与額を13万3,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成19年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年12月21日

請求期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、記録が確認できない。預金通帳の写しを提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し、給与所得の源泉徴収票及び平成19年分年末調整通知書並びに複数の同僚から提出された賞与に係る明細書により、請求者は、請求期間に賞与13万3,000円を支給され、当該賞与に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額を13万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月21日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400500号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500011号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月21日の標準賞与額を17万8,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成19年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年12月21日

請求期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、記録が確認できない。預金通帳の写しを提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与に係る明細書により、請求者は、請求期間に賞与17万8,500円を支給され、当該賞与に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額を17万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月21日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400471号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500003号

第1 結論

昭和58年1月から昭和60年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年1月から昭和60年5月まで

請求期間当時は、A市に居住していたところ、国民年金の督促書類が送られてきたため、父親が社会保険事務所(当時)に出向き、国民年金の加入手続をし、請求期間の国民年金保険料を一括納付したが、請求期間の年金記録がない。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

基礎年金番号が導入された平成9年1月1日より前に、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行う場合には、被保険者に国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われ、被保険者資格を取得するものとされているところ、日本年金機構から提出された「国民年金手帳記号番号払出簿」により、昭和58年から昭和62年までの期間にA市において払い出された国民年金番号に係る年金記録を確認したが、請求者の氏名は確認できない上、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする父親は、既に亡くなっていることから、当時の状況を確認することができない。

また、請求者は国民年金加入手続時に父親から年金手帳を受け取った記憶がない旨陳述している上、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおいて氏名検索による調査を行ったが、請求者に国民年金番号が払い出された形跡はないことから、請求者は国民年金に加入しておらず、請求期間は国民年金の未加入期間であることから国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、A市は、請求者が請求期間に国民年金に加入していたことを確認できる資料はない旨回答しているほか、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。